

労災発 1215 第 1 号  
基安発 1215 第 1 号  
平成 29 年 12 月 15 日

一般社団法人全国建設業協会 会長  
近藤 晴貞 殿

厚生労働省

大臣官房審議官（労災、賃金担当）



労働基準局安全衛生部長

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画  
を踏まえた取組みへの協力依頼について（周知等依頼）

平素より、安全衛生行政の推進及び労災保険制度の運営に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 3 月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号）法に基づく基本計画（平成 29 年 6 月閣議決定）においては、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底することや業務の特殊性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得を支援することが盛り込まれたところです。

これを踏まえ、労働基準局においては、建設工事に従事する一人親方が安心して働くことができるための取組みとして、事業主及び一人親方の皆様に対して、それぞれお伝えしたい事項をまとめたリーフレット（別添 1（事業主向け）及び別添 2（一人親方向け）参照）を配布し、労働災害防止並びに労災保険制度に関して周知徹底を図ると共に、一人親方の皆様の働く実態を把握するため、当該リーフレット及びインターネットを活用したアンケートを実施することいたしました。

つきましては、下記により、傘下会員及び建設現場に入場する一人親方の皆様等に対する機会を捉えた周知に関して、貴会のご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

## 1 リーフレットの内容

### （1）別添 1 について

事業主向けに、一人親方に係る労災保険の適用に関する留意事項をお伝えする

内容となっています。

(2) 別添2について

一人親方向けに、労災保険の特別加入制度のご案内と、高所作業時における安全確保のための留意事項をお伝えする内容となっています。

2 リーフレットの周知方法

別添1及び別添2の電子媒体をお送りしますので、これを貴会ホームページに掲載するとともに、メールマガジン等により、傘下会員にご案内いただきますようお願いいたします。また、会報誌への掲載等、他にも機会があれば、積極的に周知にご協力いただきますようお願いいたします。

3 厚生労働省ホームページ中の労災保険特別加入制度に係る案内ページの周知

今後、厚生労働省ホームページ中の労災保険特別加入制度に係る案内ページに関して、全国の一人親方特別加入団体の一覧を掲載するとともに、上記の一人親方の皆様の働く実態を把握するためのアンケートをインターネット上でも実施する等、内容の充実を図る予定です。

当該ページ完成後、別途ご案内いたしますので、傘下会員に対してホームページを周知いただきますようご協力お願ひいたします。